

女性部ニュース

2015年10月6日発行

No. 73

発行責任者 三木 啓代
 東京都新宿区上落合2-28-7
 落合高山ビル4F
 電話 03-5338-8988
 FAX 03-5338-8981

自治労東京都本部女性部第24回定期総会運動方針案

都本部女性部は、2015年11月28日(土)に中野サンプラザにて第24回定期総会を開催します。それに先立ち、下記のように女性委員会を行い、総会の開催と方針案への意見を求めます。女性委員会には各単組から1名はご参加下さい。

2015年度女性部女性委員会

日時 2015年11月4日(水)

場所 都本部会議室

議題 第24回都本部女性部定期総会(11月28日中野サンプラザ)開催 他

※各単組から1名、女性部単組代表者の出席をお願いします。代表者が出席できない場合は代理出席をお願いします

なお、方針案の下線は昨年から変更がある部分です。

第1号議案

2016年度女性部運動方針(案)

I 1年の取り組みを振り返って

都本部女性部は2015年度も「男女平等社会の実現」をめざし、男女平等統一闘争を周年闘争として位置付け、各単組・支部との情報交換及び交流を図り、女性の権利確立、組織強化を進めるための取り組みを基本とし基本組織とともに取り組んできました。

(1) 男女が共に働きやすい職場環境と労働条件の整備にむけた取り組み

① 自治労女性部は「女性の働く権利強化月間」の取り組みで「年休・生休アンケート」を実施しています。都本部では回答単組が少ない事もあり、実態把握及び情報提供が出来ていないのが現状です。ほとんどの単組で女性部が無く、対象人数も数百名単位

のため、実施そのものに困難が伴うという現状がありますが、女性組合員の実情、悩みなどを取りまとめ、要求、交渉、労働条件改善へと繋げていくためにも、アンケートを数年おきにでも定期的実施し把握していく必要があります。

2015年度は8単組がアンケートを実施しました。(議案書に回答を掲載予定)...

② 次世代育成支援対策推進法が2025年まで延長されました。昭島、福生、東久留米以外の自治体では、新たな特定事業主行動計画が策定済みとなっており、上記3単組においても労使で協議中です。しかし、計画の対象に非正規職員を含めていない自治体も多く、課題が残りました...

③ 自治労は男女平等課題を重要課題として捉え通年課題として取り組み、6月を「男女平等推進月間」としています。

都本部では「第14次男女平等推進闘争」として次の6つを重点課題とし、主に市町職単組で統一要求書の提出、交渉、文書確認に取り組みました。詳細については後述の「男女が共に担う自治労運動、男女平等推進闘争」に記載します。

④ セクシュアル・ハラスメントの課題は人権の問題と同時に快適な職場環境を確保するという立場で労働安全衛生活動の中でも取り組んできました。2007年4月施行の改正男女雇用機会均等法では、事業主に防止が義務付けられ、厚生労働省からは、全国労働基準監督庁あてにセクシュアル・ハラスメントを原因として発病した精神障害は労働災害であることを周知する通知が出されています。

⑤ 非正規労働者の多くは女性であり、彼女たちの労働条件の向上は女性の地位向上につながります。女性部は、職場に格差を持

ちだませない運動、均等待遇の確立に取り組むため、公共サービス、臨時・非常勤の仲間から常任委員を選出しました。

- ⑥ マタニティ・ハラスメントという言葉が定着してきましたが、妊娠出産は女性の当然の権利であり、非正規職員であっても正規職員と同様に扱われるべきです。女性部単組代表者会議の学習交流会では、産休などの権利に正規職員と非正規職員との格差があることがわかりました。均等待遇を目指して取り組まなければなりません。

(2) 一人ひとりが大切にされる社会制度の実現にむけた取り組み

- ① 男女雇用機会均等法が制定され25年以上経ちました。2013年から2014年にかけて均等法の見直しが検討されましたが、結局、法の抜本改正は見送られ、2014年7月から、間接差別の対象となる転居を伴う転勤要件の適用拡大に関する省令及び指針の改正、セクシャル・ハラスメント予防・徹底などの指針の改正、コース別雇用管理区分の留意事項に関する通達の指針への格上げなど、省令・指針・通達のみが改正するに留まりました。今回は法改正ではないため、見直し年限に関する規定が定められておらず、次の改正がいつになるかわからない状態です。

そもそも抜本的な法改正に至らなかった理由の一つには、間接差別が具体的な事例としてあげられなかった事があります。現状では、異なるコース別雇用管理区分の労働者、具体的には「総合職男子」と「一般職女子」の間の格差は比較対象になりません。しかし、これを比較可能にしなければ、男女間格差の根本原因である、賃金格差や長時間労働はいつまでも解消しません。均等法を職場に生かすためにも、間接差別の実態調査と検証、防止策を強めていくことが必要です。

- ② 都本部は「第4次男女平等推進都本部アクションプラン」を2014年10月に改定しました。アクションプランの柱は以下の10点です。
- 1 各単組、地協に男女平等推進委員会を設置し、男女平等を徹底する。
 - 2 単組執行部に30%以上の女性参画と三

役への登用をめざす。

- 3 組合の意思決定の場や政策制度に女性の参画を推進する。
- 4 クォータ制を段階的に進め、最終的には50%の女性参画を確保する。
- 5 正規・非正規職員の格差是正に取り組む
- 6 セクハラ、パワハラ、モラハラ、マタハラや間接差別などの課題に取り組む。
- 7 都本部役員に女性を登用する、特に専従副委員長1名を女性にすることをめざす。
- 8 女性部と連携して女性役員のネットワーク化を進める。
- 9 都本部青年部・女性部は共同企画で男女平等推進に取り組む。
- 10 都本部は単組の男女平等の取り組みに対して支援する。

このアクションプランの「2単組執行部に30%以上の女性参画と三役への登用をめざす」の実現のため、都本部組織財政検討委員会に女性部長が参加し、副委員長を非専従で3名増員し、副委員長のうち3名を女性とするという答申をまとめました。

- ③ 2009年8月国連女性差別撤廃委員会は、日本の条約履行状況を審査し、60項目に及ぶ総括所見を公表しました。中でも対応が不十分として、結婚可能年令の男女差や女性だけに課せられる待婚期間の見直し、選択的夫婦別姓の導入など民法の差別的規定の改正を勧告しました。永年の懸案である民法改正は、「日本的伝統的家族観」の高い壁に阻まれ、実現できていません。現政権下での、「性に中立」な法制度の実現に向けた取り組みを進めることが必要です。

(3) 女性部組織強化と労働組合での男女平等参画にむけた取り組み

- ① 人員削減による職場状況が厳しくなるとともに、時間内活動が制限され、各種集会・学習会等への参加が困難になっています。単組・支部代表者会議開催にあたっては、学習交流会とセットでの開催、女性部単組代表者の登録などの工夫を行い、以前よりも参加者が多くなっています。

組織をともに担う女性部として、参画率30%を方針とし取り組んできました。都本部組織財政検討委員会に女性部長が参加し、

中央執行委員の30%を女性とする答申を行いました。都本部アクションプランに明記した女性参画率数値目標（30%）を達成するには、各単組・支部が「推進計画」を策定し、女性執行委員の増員、各種会議出席への女性割当、女性部活動への支援・協力、さらには女性の組合専従等についての実現等、職場での具体的な取り組みを通じて女性自らが力をつけていくことが重要です。

- ② 組織強化の立場から女性青年合同会議を引き続き開催しています。また、第22回関東甲地連青年女性夏期交流集會に青年部とともに実行委員会を設置し取り組みました。特に今回は構成詩「とある保育園の状況」を青年部・女性部合同で演じ、好評を博しました。（シナリオは議案書に掲載予定）。この取り組みの成果を来年の第20回青年女性中央大交流集會へとつなげていくことが重要です。
- ③ 女性部ニュースを定期的に発行し、女性部としての運動の共有化を図りました。

（4）平和で平等な社会を求める取り組み

- ① 憲法第9条、人権条項の見直しなど改憲策動、あらゆる差別を許さない立場を堅持し、人権を守る取り組みをすすめていきます。
- ② 本土復帰43年になる沖縄では、第38回「5・15平和行進」が開催されましたが、残念ながら、今年は女性部からは参加することができませんでした。
- 普天間基地は市街地の中にあり、墜落事後が起これば大きな被害が出るのは確実です。普天間基地の辺野古移転も含めて、沖縄に強いてきた犠牲を沖縄だけの問題にせず、日米地位協定の見直しを求めていかねばなりません。
- ③ 米海軍は横須賀基地に老朽化した原子力空母ジョージ・ワシントンに代わり、原子力空母ロナルド・レーガンを配備しようとしています。このままでは横須賀は永久に「海に浮かぶ原子炉を持つ町」となります。米軍基地の縮小・撤去をめざし、原子力空母の母港撤回を求め、脱原発社会の実現に向けた運動と一体的にすすめていきます。
- ④ 2015年5月に米軍は横田基地にオスプレイの2017年配備を通告しました。横田基地

も沖縄・普天間基地同様市街地の中にあり、周辺自治体は反対の決議をしています。通告直後にハワイで事故があったにもかかわらず、計画の見直しはされませんでした。米国の世界戦略・戦争政策への加担を拒否し、危険なオスプレイをすでに配備されている沖縄も含め日本国内から排除する取り組みを進めなければなりません。

- ⑤ 人権蹂躪の窮みである日本軍「慰安婦」問題について、2011年8月30日、韓国憲法裁判所は、日本軍「慰安婦」とされた当事者が日本政府に対し謝罪と補償を求めている訴えに対して、韓国政府は問題解決に向けて実行ある行動をするよう、特には日本が日韓請求権協定で解決済みとしているということについては「立法の不作为がある」と判決を下しました。

2009年8月国連女性差別撤廃委員会は、日本の女性差別の現状に関する最終見解を公表しました。その中に、日本軍「慰安婦」問題の恒久的な解決に向けた取り組みに関する勧告がありました。

しかしながら、2014年8月の「慰安婦」問題に関する朝日新聞の訂正記事以降、記事だけでなく「従軍慰安婦」すらねつ造だったという風潮があります。強制的に「慰安婦」された少女たちがいるにもかかわらず、いなかったことにする事は断じて許してはなりません。私たちは日本政府が国連女性差別撤廃委員会の見解を真摯に受け止め、誠実に対応するよう求めていく必要があります。すべての暴力を許さない取り組み、男女平等、女性の人権を守る取り組み、平和を守る取り組みは一体のものであり、改憲の動きを許さず人権と平和を守る運動を強化、展開していかねばなりません。戦後70年に当たる今年2015年、日本軍「慰安婦」問題を学習するため、早稲田にある「私たちの戦争と平和資料館」の池田館長の講演会と資料館の見学を、5月31日（日）に行いました。

- ⑥ 自治労都庁職福祉保健局支部主催「ナムム（分かち合い）の家」（日本軍「慰安婦」にされた方達が共同生活している家）訪問・韓国被爆者問題の現状を学ぶスタディツアーは、単組事情により今年度が最後の

開催になりました。今年度も都本部女性部常任委員会から1名を派遣し、日本大使館前で毎週水曜日に行われている水曜集会に参加しました。

- ⑦ 安倍政権は解釈改憲による集団的自衛権容認の閣議決定をし、さらに安保関連法案を、多くの世論の反対の声を無視して成立させました。女性という生命を育む性としては、若い命が戦争で失われる事は耐え難い悲しみであり、何としても成立は阻止しなければならないと、第2回単組代表者会議で、「戦争法案廃案！安倍政権退陣！8・30国会10万人・全国100万人大行動」への参加の呼びかけをしました。

II 女性をめぐる動き

(1) 女性労働者をめぐる情勢

厚生労働省「平成25年版働く女性の実情」によると、女性雇用者数は2,406万人となり、前年に比べ49万人増加し、雇用者総数に占める割合は43.3%となりました。雇用形態別では前年に比べて正規雇用者が減少し、非正規雇用者が増加し55.8%となっています。また、男女間の賃金格差は、一般労働者の正規職員の所定内給与額で男性給与を100とした場合、女性は74.0と前年よりわずかに縮小したものの依然として大きく、役職や勤続年数の違いが大きな要因となっています。妊娠や出産による退職は6～7割と依然として高く、いわゆる「M字型カーブ」の解消が引き続きの課題となっています。

パートやアルバイトなどで働く者の約9割が年間所得200万円未満であり、非正規雇用者の多くが女性であることは、雇用における構造的な差別が女性の貧困化とジェンダー格差を拡大していることにつながります。非正規雇用問題の本質は女性差別であるとの視点を明確にしなければ、低賃金・不安定雇用を改善することはできません。

(2) 自治体をめぐる情勢

東京都をめぐる状況

特別区をめぐる状況

市町をめぐる状況

臨時・非常勤職員、公共民間労働者等をめぐる状況

(この章は都本部議案と同様)

(3) 男女が共に担う自治労運動、男女平等推進闘争

- ① 「男女平等推進闘争」は6月に都本部統一闘争として行いました。男女平等推進委員会を中心に、闘争委員会を設置し、統一要求書の作成や集会の企画を行いました。今回の「第14次男女平等推進闘争」では、都・区・市の自治体単組と公共民間について「男女平等に関する統一要求書」を作成し、次の6項目を重点課題としました。
- 1 ワーク・ライフ・バランスの推進のため、2007年に政労使で調印された「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「行動計画」で示されている数値目標達成にむけて取り組むこと。特に、男性の育児休業・介護休暇取得の促進のための具体策を講じること。
 - 2 男女共同参画社会基本法に基づく「男女共同参画計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「特定（一般）事業主行動計画」を点検し、新たな計画を策定するとともに着実な実行にむけて労使協議を行うこと。
 - 3 女性職員の昇任状況の改善にむけて現状の分析を行い、超過勤務の縮減をはじめとし職場環境の整備にむけ労使協議を行うこと。
 - 4 育児・介護休業法の一部改正、人事院規則の改正を踏まえ、民間・国と同様の措置を講ずること。また、出産、育児及び介護にかかる特別休暇を改善するとともに、配偶者帯同休業を制度化すること。
 - 5 あらゆるハラスメントの防止にむけた対策を講じること。
 - 6 臨時・非常勤等職員の賃金改善のため同一価値労働・同一賃金の原則から常勤職員の時間比例按分とし、自治体最低賃金を171,600円以上（日給8,580円以上、時給1,110円以上）とすること。また、年次有給休暇、病気休暇、生理休暇、産前産後休暇、育児時間、子どもの看護休暇、結婚休暇、忌引休暇、夏期休暇等の特別休暇を有給で確立すること。
- 各単組は6月3日に要求書提出、6月18日回答指定日、6月25日までを交渉ゾーンとし6月26日29分時間内集会を配置し闘いました。要求書提出は市町職22単組中19単組、武蔵野市職、国分寺市職は独自要求書

として今後提出することになっています。
臨時・非常勤単組、民間協単組の要求書の提出は1単組のみでした。

また、統一闘争の結果報告と男女平等推進のために9月7日に都本部男女平等推進集会を開催しました。

田中俊之さん(武蔵大学助教)をお招きし、「男性学の視点から見たワーク・ライフ・バランス」をテーマとした講演と、男女平等推進統一闘争の報告を行いました。

- ② 女性組合員の参加と交流の活性化により、女性の組合参画を推進するため、都本部女性部と単組共催の女性組合員向けレクリエーションを行いました。女性役員の担い手育成の第一歩として、今後も各単組との継続した取り組みが必要です。

Ⅲ 活動の基調

1. 本部女性部独自要求の実現に向けて、自治労方針、都本部方針及び「男女が共に担う自治労第4次行動計画」「自治労都本部男女平等推進アクションプラン第4次改定」を活動の基本方針として運動を進めます。
2. あらゆる問題解決や闘争の場面において、ジェンダー・フリーの視点に立ち、バックラッシュを許さず女性が安心して働き続けられる職場と労働条件を確立し、多様なライフスタイルを認めあえる男女平等参画社会の実現を目指して取り組みを進めます。
3. 基本組織の活動における男女平等参画の推進とジェンダー課題への取り組みを補強・強化する立場で、各単組・支部との情報交換及び交流を進め、女性部組織強化の取り組みを進めます。
4. 世界のあらゆる女性たちとの連携を図り、平和で平等・対等な社会を実現する取り組みを進めます。

(1) 男女が共に担う働きやすい職場環境と労働条件の整備に向けた取り組み

- ① 「男女平等推進闘争」を通年闘争として取り組み、女性組合員が要求の掘り起こしから妥結までのプロセス全てに係わる体制を強化し、全単組・支部における「男女平等に関する労使協議の場」の設定に向けて取り組みます。さらに、ジェンダー平等を

目指し、ジェンダー分析とジェンダー監査を通じ、あらゆる課題に両性が参画するジェンダーの主流化を進めます。

- ② 男女用機会均等法・労働基準法・育児介護休業法遵守の職場点検活動を推進し、臨時・非常勤や公共サービス等の雇用形態に関わらず、全ての女性労働者の採用から退職まで差別のない労働条件の整備に取り組みます。
- ③ 「ワーク・ライフ・バランス」に基づき「仕事と生活」の両立支援のための条件整備を進めます。時間外労働の縮減、家族的責任にかかわる休暇制度の充実と休業中の経済保障としての有給制、取得による不利益取り扱いを許さない取り組みを進めます。
- ④ 子育て支援・介護関連の休暇の充実を求め、育児・介護に家族的責任を果たせる環境の整備に努めます。各単組の制度化の状況を把握し情報提供していきます。
- ⑤ 次世代育成支援対策推進法が2025年まで延長されました。特定事業主行動計画について、計画達成への具体策を提言します。
- ⑥ 子ども子育て支援新システムが2015年から開始します。都本部女性部は自治労の基本的な考え方にに基づき、男女平等参画にともなう運動として取り組みます。
- ⑦ 快適な職場作りのためセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた取り組みとして、セクシュアル・ハラスメントに起因する精神障害は労働災害であり、その防止は使用者責任であることを明確にし、被害防止対策、適切かつ迅速な被害者支援を求めています。また、職場の環境点検活動の推進、意識改革を進め、弁護士・カウンセラー・医師などによる第三者相談機関の設置など、被害者支援を基本とした取り組みを進めます。
- また、パワーハラスメントについても同様に労働安全衛生の立場から取り組みを進めます。
- ⑧ 生涯を通じた女性に対する健康支援と自己決定の権利(リプロダクティブヘルス/ライツ)の視点に立ち、女性労働者の健康確保と妊産婦の保護を進める制度の確立を求めて、具体的な職場改善につながる運動を進めます。

- ⑨ 各自治体における各種労働条件の条例化・制度化について到達点の調査点検を行い、各単組・支部女性部が職場改善の取り組みに主体的に関われるよう、情報提供を行います。
- ⑩ 女性ネットワークを継続・発展させ、公正労働の確立・女性の政治参画を進めます。

(2) 一人ひとりが大切にされる社会制度の実現に向けた取り組み

- ① 2007年4月施行の改正男女雇用機会均等法の省令・指針の策定において、省令3項目以外の間接差別の例示要求、ポジティブアクション制度の強化、セクシュアル・ハラスメントが労働災害であるとの認識に基づいた防止及び被害者救済制度の確立を求め、「男女雇用平等法」を制定するための取り組みを進めます。
- ② 「同一価値労働同一賃金」「均等待遇の原則」及び「公契約条例の制定」の実現を求め、臨時・非常勤職員や公共サービスに従事する職員のうち多数を占める女性の労働条件改善、雇用の継続に向けた取り組みを、公共サービス民間労組協議会、公営競技評議会、臨時・非常勤等職員協議会と連携を強め、進めていきます。
社会の存立を「競争」原理のみに求めるのではなく、女性が、公務労働・公共サービスの担い手としての労働権を確立できる社会の実現をめざした取り組みを進めます。
- ③ 解雇しやすい「限定正社員」や解雇の金銭解決、残業代ゼロ法案など労働法制の改悪に反対し、労働者の切り捨てを許さない取り組みを進めます。
- ④ ライフスタイルにあわせた働き方が保障されるよう、短時間勤務、時間外勤務の削減、総労働時間の短縮、性別による差別的取扱いの禁止等、労働者の権利を守り格差の是正に取り組みます。
- ⑤ 多くの女性が、自治体改革や制度政策要求を立案する場に積極的に関われるよう、女性の参画を支援する取り組みを進めます。また、男女平等に対するバックラッシュを許さず全自治体での男女平等参画条例制定に向けた取り組み、男女共同参画社会基本法を守り、後退を許さない取り組みを進め

ます。さらに、改定された行動計画の着実な実行を求めています。

- ⑥ 年金や介護保険など世帯単位の税制・社会保障制度を、個人単位やライフスタイルに中立的な制度の変換を求めています。
- ⑦ 分権・自治に基づく市民社会の形成及び公正労働基準の確立に向け、女性が主体的に関わる取り組みを強めます。

(3) 女性部組織強化と労働組合での男女平等参画に向けた取り組み

- ① 単組・支部における問題の掘り起こしと活発な交流に向けて、自治体の情報を有効に活用し、単組・支部代表者会議の充実を図ります。
- ② 最新の女性情報の提供と、活動や取り組みの報告を迅速に行い、引き続き女性部ニュースの内容の充実を図ります。
- ③ 多様な世代が関心を持てる学習課題や行動を設定し、また、女性がエンパワーメントを付け、持てる力を十分に発揮し、主体的に活動できる場として、女性役員交流会を開催します。
- ④ 都本部男女平等参画の取り組み方針に基づき、男女平等推進アクションプランを実行するため、職場・地域・労働組合の男女平等を推進していきます。
- ⑤ 各単組・支部における女性役員の現況調査や機関会議・各種集会の参画率の点検を強化し、基本組織とともに目標値30%達成に向けた取り組みを進めます。

(4) 平和で平等な社会を求める取り組み

- ① 憲法前文及び第9条を堅持する立場から、憲法改悪に反対していきます。
- ② 国連差別撤廃委員会の勧告をもとに女性差別撤廃の運動を進めます。とりわけ選択的夫婦別姓、女性のみである待婚期間の廃止などの民法改正を求めます。
- ③ 日本軍「慰安婦」問題について、歴史の事実を歪曲する一連の動きを阻止し、テロや戦争で人権を侵害蹂躪されている世界の女性たちと連帯し、アジアの女性への支援活動の取り組みを進めます。
- ④ 女性への暴力根絶のため、ドメスティック・バイオレンス問題に係わる女性たちと

連携し、第二次改正DV防止法を実効性のあるものにするために、各自治体における基本計画等条件整備に向けての取り組みを継続します。

- ⑤ あらゆる差別を許さず、基本組織と共に人権・平和・環境を守る運動に取り組みます。軍事基地の存在が、女性への暴力を生み出している沖縄の現実を踏まえ、「沖縄の平和行進」等を積極的に取り組んでいきます。さらに、外国籍住民女性や障がいを持つ

女性、性的マイノリティなど、複合化する差別問題についても取り組みを進めます。

- ⑥ 東日本大震災から4年が経過しましたが、福島第1原発事故は問題が山積しており、いまだ復興には程遠い状況です。それにも関わらず、政府は原発再稼働を促進しています。脱原発と再生可能な自然エネルギーへの転換を求め、取り組みを継続していきます。

自治労女性部第60回定期総会へ参加して

8月22日（土）～23日（日）に金沢市で行われた自治労女性部第60回大会へ参加してきました。今年は結成60周年という記念の年であったことから歴代の部長や副部長も参加した『60周年の集い』が22日の午前中に行われました。お一人おひとりのスピーチから、直面した問題を粘り強く取り組んできた様子が伝わってきて胸があつくなりました。

それと同時に、私たちが当たり前に取得している育児休暇、生理休暇、看護休暇などの権利は女性部の先輩方の絶え間ない闘いから勝ち取ってきた宝物だということを再認識し、私たちがこれらの権利を行使していくことはこれからも権利を守るための大切な行動だと思いました。

東京都本部女性部は、経過報告で青年部と合同で従軍慰安婦問題のフィールドワークを行った事と、方針で「男女平等」「非正規」「脱原発」「反戦平和と憲法改正」について発言しました。

今大会で私にとって印象に残った発言は2つあります。1つ目は同じ関東甲地連の仲間であるさいたま市から学校給食の調理員をされていた松田のりこさんが市議会議員選挙に当選したという発言です。自治労から女性の市議が誕生したことは来年の参議院選挙を前にとても嬉しい話題で会場から拍手が沸き起こりました。ぜひ、都本部でも講師としてお招きし政治参画についての学習会をほしいです。

印象に残った2つめは、病院職場で時間外

勤務手当をつけ職場環境を改善したという報告です。サービス残業があたりまえの病院で、時間外申請をしようと呼びかけ、初めは反対していた同僚も徐々に時間外をつけはじめ、人員増につながり、働きやすい職場へ変わってきているとのことでした。私の職場は女性が多く、サービス残業が多いので、自分のことと重ねながら話を聞いていました。

この方のように、自ら勇気をもって行動を起こすことで職場は変わるかもしれないという希望をもらった発言でした。

最後に。今年で役を降りられた松澤部長と小柳副部長には、都本部でも大変お世話になりました。今まで女性部のためにご尽力いただいたことに対し心から感謝します。また休憩の合間にキッズ三味線や日本舞踊などの風情あふれるもてなしをしていただいた本大会の実行委員の方々にもお礼申し上げます。

これからも、新部長の重黒木さんの元で結集し、61年目の女性部に参画していきたいと思いました。



第22回自治労関東甲青年女性夏期交流集会報告

7月10日（金）～12日（日）山中湖で夏期交流集会が行われました。参加者の府中市職保育士4名の女性にインタビューしました。

交流集会といえば分散会ですがどうでしたか？

—今年は人事評価制度の話から始まって、組合の役割は何かという話ができただかなと思いました。去年は本当にざっくばらんに仕事の情報交換をして終わったので……

—手遊びして終わったんでしょ（笑）。

同じ職種の人が集まって情報交換するのも交流集会の一つの目的だと思うので、それもありだと思いますよ。

—私の所は事務職の人が大半で、保育の新制度の話、標準時間と短時間とあって線引きも各自治体に任せ曖昧で困っているという様な、事務方の話がメインでした。現場にいると新制度や認定の話は頭の隅に置いているだけなので勉強にはなりました。

関東甲だと保育士だけで分散会のメンバーを集めるのは難しい所があるのですが。

—うちも事務職が多くて。保育士から事務職に任用替えしてバリバリやっている人がいました。現場の声が全然上に届いていないのが不満で、それなら自分が行こうと改革している人がいて。

何か刺激を受けましたか？

—自分の単組と照らし合わせるとなかなか難しいなと（笑）。（分散会のメンバーに）男性保育士が何人かいたので、保育士という女性が多くて男性が少ない職場の苦悩を聞いたりして。府中市も男性保育士が少ないんですけど、その人たちの労働条件や環境とかどうだったかなと思いつききっかけにはなりました。

話は変わりますが、東京は今回構成詩「とある保育園の状況」をやりましたが、どうでしたか？

—楽しかったです！

アンケートでも、とても良かったという評判



でした。（構成詩の動画を見ながら）

—女優の園長（笑）。素晴らしい。

—そんなに練習してないのに、よくここまで出来たよね。

—（行きの中で構成詩の練習をするはずが、印刷したシナリオがバスに乗っていなかった）シナリオのデータを皆に携帯で送って。それでここまで出来るって事は、東京は団結してるって事じゃないですか？

アンケートで意外だったのが、えさきたかしさんの話が良かった、安保法案の国会での話が良かったというものなのですが。

—えさきさんは元々わかりやすく話してくれるから、聞きやすかった。皆気になっている事だったし……

—気になっていながらも、自分では調べない事をえさきさんが言ってくれたから皆ちょうどヒットしたのかな。騒がれているけれど自分ではどこから手をつけていいのかわからないし、コメンテーターは「じゃあ皆さん気にしましょうね」で終わってしまう。そこで、えさきさんが、皆が気になってたけどフワーツとしていて調べられない事を言ってくれたから「あ、そこ」とヒットしたのかなと。—私もテレビのコメントを聞いて、これは良くないもの、中身をしっかり知らない状態で戦争につながるものなんだ位の感覚でしかなかった所に丁度話が聞けたかなと。えさきさんの話が内容を少し考えるきっかけになったのかなと思いました。

他に夏期交流集会の思い出はありますか？

—ご飯がボリュームミだった。

—（食堂の場所は）狭かったけど美味しかった。

—クーラーが付いていた。

やはり宿は大事ですね。今日はありがとうございました。

